

新型コロナウイルス感染症患者に対する診療に係る診療報酬上の臨時的取扱い

感染症・がん疾病対策課

入院中の患者以外の新型コロナウイルス感染症患者（陽性者）に対し、新型コロナウイルス感染症に係る診療を実施した場合の診療報酬上の特例・拡充等の概要をまとめたものです。

○ 診療報酬上の臨時的対応

◇ 外来診療における特例

（令和3年9月28日～）

950点（救急医療管理加算1）

※当該患者（陽性者）に対して主として診療を行っている保険医療機関において、1日につき1回算定が可能。

※緊急的な往診、訪問診療及び電話や情報通信機器を用いた診療を除く。また、次の①から③に該当する点数を併算定することは不可。

①同一日に自宅・宿泊療養を行っている者に対して、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症について往診を救急に求められ、往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合における救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数（2,850点）

②同一日に自宅・宿泊療養を行っている者に対して、中和抗体薬（ロナプリーブ）に係る往診での要件を満たす医療機関が当該居宅において投与した場合における救急医療管理加算1の100分の500に相当する点数（4,750点）

③同一日に、入院加療を実施する患者につき、救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数（3,800点）又は救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数（5,700点）

◇ 在宅診療における特例

（令和3年9月28日～）

2,850点（救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数）

※自宅・宿泊療養を行っている者に対して、往診料又は在宅患者訪問診療料を算定した場合に算定可。

※同一日に、入院加療を実施する患者につき、救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数（3,800点）又は救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数（5,700点）を併算定することは不可。

◇ 電話等による診療等の特例

（令和4年5月1日～令和5年3月31日）※

250点→397点（電話等による療養上の管理に係る点数147点の算定可能）

※自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者に対して初診・再診を行った場合、1日につき、二類感染症患者入院診療加算250点の算定が可能。

※従前の算定要件を満たしていること（※）に加え、電話等を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行うことが可能である旨を自院や県ホームページ等で公表しており、かつ、季節性インフルエンザに対応する体制を有し、一定の要件を満たす場合、初回の電話等診療に限り、147点の算定が可能（R5.3.31まで）。

→ 詳細は、別添「県ホームページ上の公表に伴う診療報酬上の評価拡充（概要）」を参照のこと。